電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る改正概要

１　改正の趣旨

国際無線障害特別委員会（CISPR）では、無線通信システムへの妨害や電気・電子機器への障害の防止を目的として、各種の無線妨害波に関する許容値及び測定法（CISPR 規格）を定めている。今般、CISPR 規格の一部が改正されたことを受け、情報通信審議会において審議が行われ、令和７年 12 月８日に以下の５件ついて一部答申を受けた。

(1)「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値及び測定方法」（CISPR 11）
(2)「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件　測定用受信機」（CISPR 16-1-1）
(3)「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件　放射妨害波測定用のアンテナと試験場」（CISPR 16-1-4）
(4)「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件　放射妨害波の測定法」（CISPR 16-2-3）
(5)「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件　不確かさ、統計及び許容値のモデル－測定装置に関する不確かさ」（CISPR 16-4-2）

これらを踏まえ、高周波利用設備のうち通信設備以外の設備の許容値及び測定法について、国際規格との整合性を図ることを目的として、関連法令の改正を行う。

また、試験場で妨害波を測定し、上記(1)の許容値を満たす高周波利用設備は、その使用にあたって無線通信に妨害を与える可能性が低いことから、型式指定の対象とする改正を併せて行う。

２　改正のポイント

(1)電波法施行規則等の一部を改正する省令案

ア　通信設備以外の設備の区分の廃止

（電波法施行規則第 45 条、第 46 条の９第２項、第 48 条、第 49 条、第 50 条及び第 52 条並びに無線局免許手続規則別表第９号関係）

「医療用設備」、「工業用加熱設備」及び「各種設備」の区分を廃止し、「通信設備以外の設備」にまとめる。

イ　超音波装置及び電子レンジの技術基準の変更

（電波法施行規則第 46 条第１項、第 46 条の２第１項第６号、第 46 条の３第１項第５号及び第 46 条の７第１項第１号並びに別表第８号及び別表第９号関係）

CISPR 11 の最新版に合わせ、有線通信端子の妨害波許容値の追加、電波

全無響室（六面電波暗室）での放射妨害波測定の追加、１GHz 以上の放射妨害波測定に対数平均測定及び APD（振幅確率分布）測定の追加等を定める。

ウ　試験所測定機器の型式指定の対象追加

（電波法施行規則第 46 条第１項第 10 号～第 13 号、第 46 条の２第１項第 12 号～第 15 号及び第 46 条の３第１項第９号～第 12 号）

多種多様な高周波利用設備が増加していることを踏まえ、CISPR 11 における装置区分のうち試験所測定機器について、当該規格の許容値を満たしているものは無線通信への影響を与える可能性が低いことから、型式指定の対象として追加する。

エ　型式指定の表示方法の緩和

（電波法施行規則第 46 条の４第２項関係）

規制緩和要望を受け、設備に直接型式指定を付すのではなく同梱される文書（取扱説明書等）に付す場合や高周波利用設備が組み込まれる機器の映像面に表示する方法を認める。

オ　個別許可の技術基準の変更

（無線局免許手続規則別表第９号第２及び無線設備規則第 65 条第１項関係）

CISPR 11 の最新版に合わせ、有線通信端子の妨害波許容値の追加、電波全無響室（六面電波暗室）での放射妨害波測定の追加、１GHz 以上の放射妨害波測定に対数平均測定及び APD（振幅確率分布）測定の追加等を定める。

カ　ISM 用周波数の定義の変更

（電波法施行規則第 46 条の２第１項各号及び第 46 条の７第１項各号関係）

許容値の適用除外となる ISM 用周波数について、無線通信規則を参照する形で不明瞭であったため、別に定める技術基準の特例告示の規定を参照するように改正する。

(2)関連告示及び訓令の制定及び改正

ア　高周波利用設備の妨害波許容値の測定法

（平成 27 年総務省告示第 211 号の廃止新設）

CISPR 16 シリーズの一部答申を受け、通信設備以外の設備の妨害波許容値の測定方法を定める。

イ　高周波利用設備の技術基準の特例

（平成 27 年総務省告示第 207 号の廃止新設）

CISPR 11 の最新版に合わせ、一部の機器の許容値等の特例を定める。

ウ　型式指定の申請書の一部改正

（平成 14 年総務省告示第 544 号の改正）

型式指定の申請書について、超音波機器の改正及び今回型式指定の対象に追加した試験所測定機器の追加を行う。

エ　高周波利用設備許可等審査基準の一部改正

（平成 13 年総務省訓令第 77 号の改正）

通信設備以外の設備の区分の廃止等に伴う所要の改正を行う。

３　施行期日

令和８年 11 月２日

ただし、超音波装置及び電子レンジの許容値については５年、測定方法については１年の猶予期間を設ける。